○栄村商工観光業者経営資金貸付要綱

令和元年12月６日要綱第37号

栄村商工観光業者経営資金貸付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、栄村商工観光業者経営資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例（令和元年栄村条例第21号。以下「条例」という。）に基づき、災害及び風評被害により経営状況が悪化又は、悪化が見込まれるときに、村内で商工観光業を個人で経営する者（以下「個人事業者」という。）の救済を図るため、資金の貸付けについて必要な事項を定めるものとする。ただし、他の資金を優先させることがある。

（貸付の対象費用）

第２条　貸付の対象となるのは次の各号に掲げるものとする。

(１)　事業経営に要する費用及び従業員等の給与の支払

(２)　事業所が地震、豪雨、豪雪等の災害で被災したときは、事業所（家屋及びその周辺）の修繕及び改修により要する費用。

（資金の申込み）

第３条　資金の融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、栄村商工観光業者経営資金貸付申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）に次の各号に掲げる図書類を添えて村長に提出しなければならない。なお、申込期限については、当該災害発災後２ヶ月間までとする。

(１)　事業の内容を明らかにできる書類

(２)　顧客の予約状況が分かる書類

(３)　その他、村長が必要と認める書類

（貸付の条件）

第４条　条例第８条の貸付の条件は、次の各号に定めるところによる。

(１)　貸付期間　３年以内

(２)　償還方法　貸付月より２年据え置き後、１年以内に償還しなければならない。ただし、全額又は一部を繰上償還することができる。

（貸付の審査）

第５条　村長は、申込書を受理したときは、事業の内容等審査した後、課長等会議に審査を付託する。

（貸付の決定）

第６条　村長は、前条による審査の報告を受けた後、その可否を決定のうえ、申請者に対し結果を通知するものとする。

２　資金貸付の決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、村長が指定する期日までに栄村商工観光業者経営資金貸付借用証書（様式第２号）により資金借用の手続を行わなければならない。

３　資金貸付に伴う連帯保証人を必要とする。

（延滞利息）

第７条　正当な理由がなくて資金の償還を遅延したときは、その金額に納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセント（納期の翌日から起算して１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。ただし、特別な理由があると認めるときは、その延滞金を減額し、又は免除することができる。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。